

第38回

国有財産沖縄地方審議会

令和2年11月10日(火)

内閣府 沖縄総合事務局

【諮問事項 1】

宜野湾市に所在する財務省所管の普通財産を、国立大学法人琉球大学に対し、医学部及び病院用地として時価売払いすることについて

財産概要

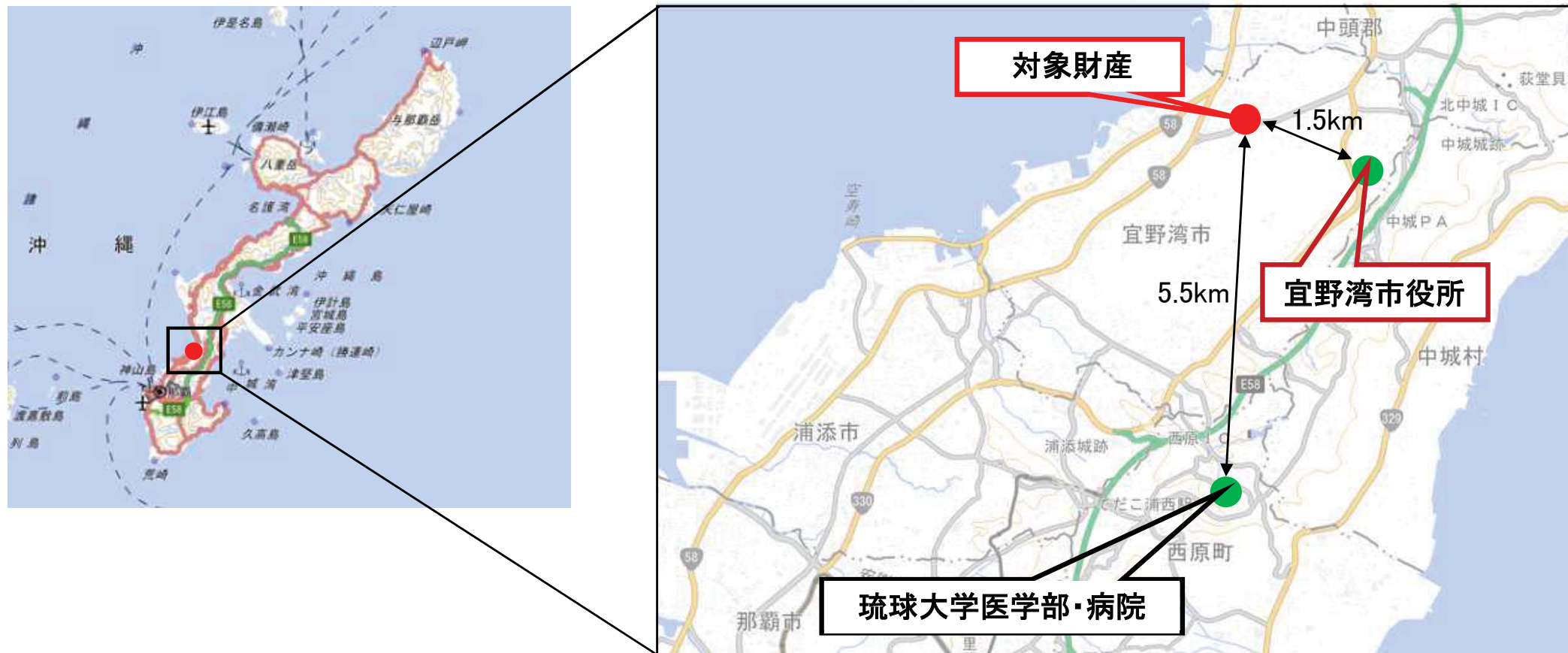
所在地：沖縄県宜野湾市字喜友名山川原

1066番 外22筆

区 分：土地

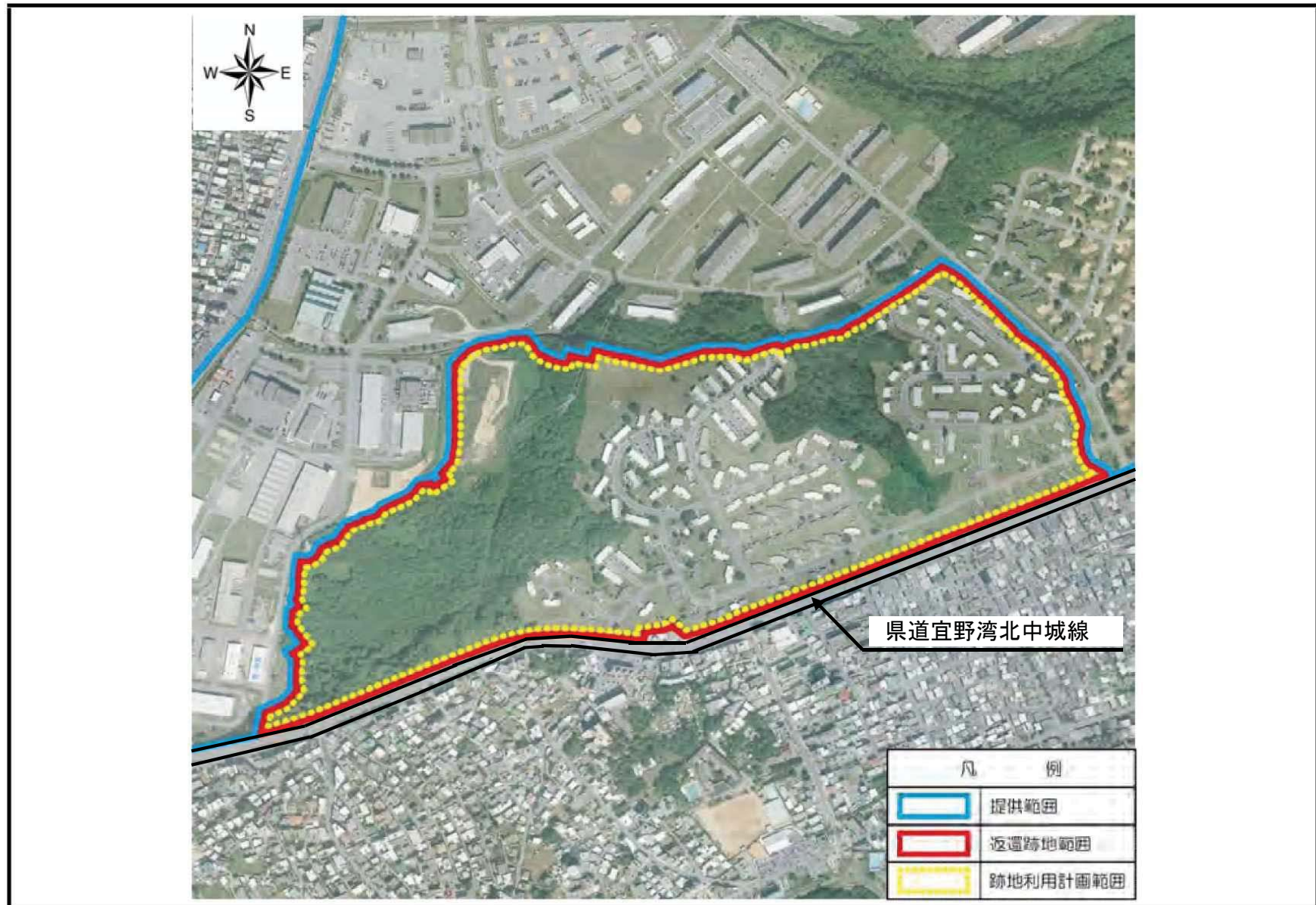
数 量：16,729m²（仮換地数量11,004.91m²）

位置図①



出典: 国土地理院ウェブサイト(地理院地図を加工)

位置図②

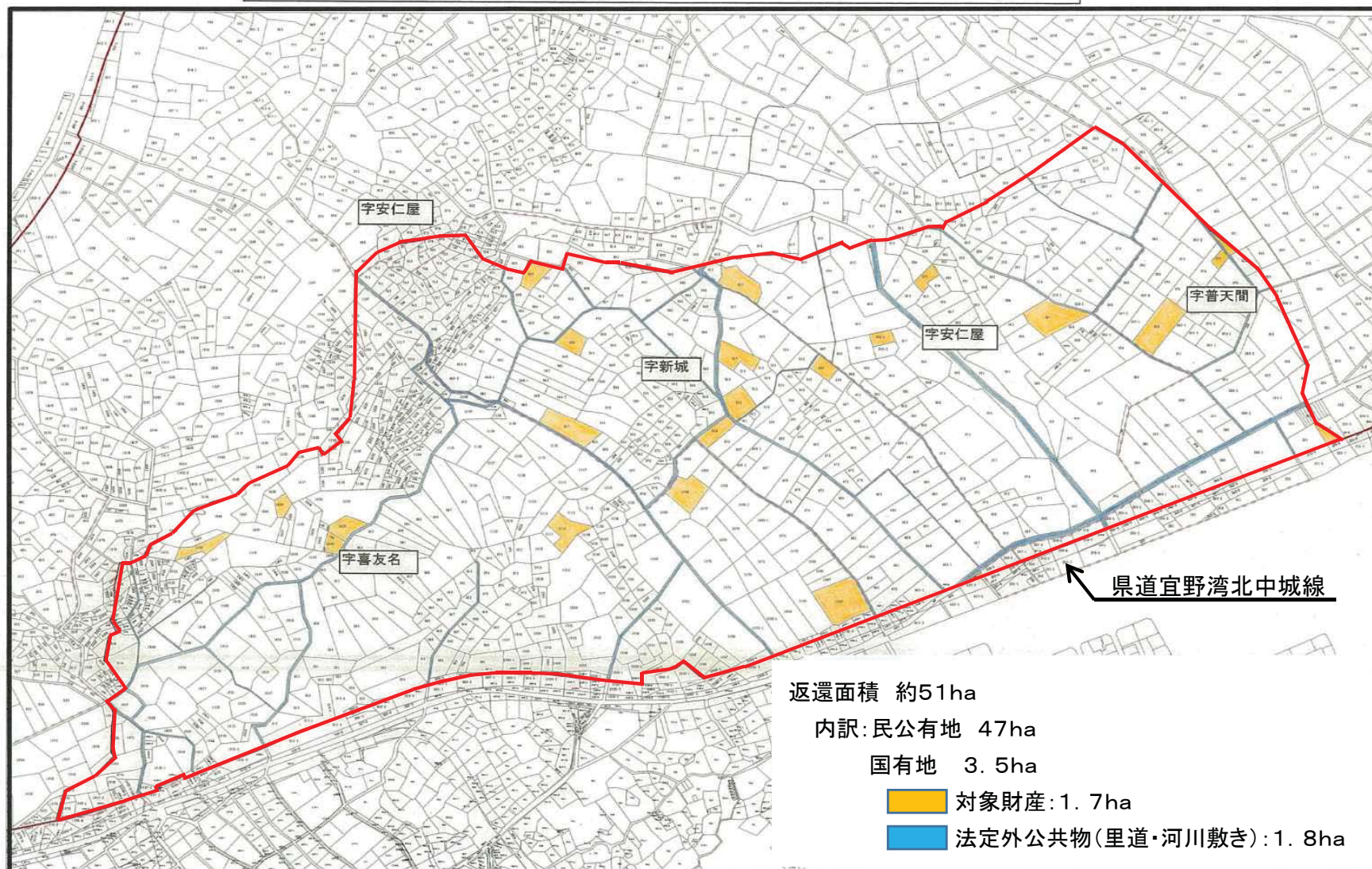


財産の沿革①

- 昭和20年 軍事占領の継続として使用開始。
- 昭和47年5月15日 「キャンプ端慶覧」と「キャンプフォスター」が統合され、「キャンプ端慶覧」として提供施設・区域となる。
- 平成25年4月5日 日米両政府の共同発表「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」において、返還時期及び区域等が公表。（2014年度又はその後）
- 平成25年6月13日 日米合同委員会において、「西普天間住宅地区（約52ha）」の返還が合意。
- 平成27年3月31日 日米合同委員会において合意のあった「西普天間住宅地区（約51ha）」が返還。
- 平成30年3月31日 沖縄防衛局による支障除去措置が完了し、地権者へ引き渡し。

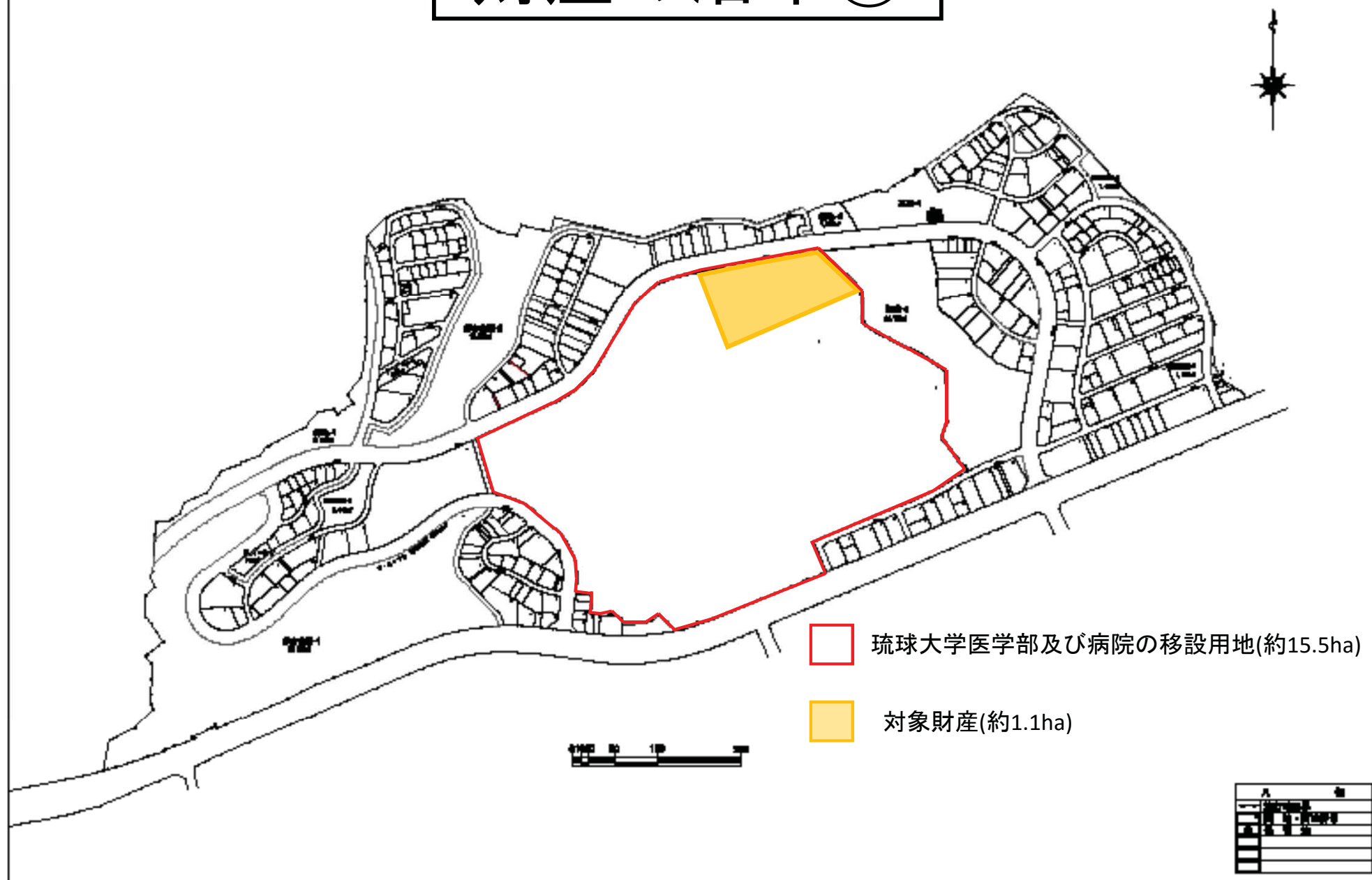
財産の沿革②

西普天間住宅地区返還ライン（返還面積 約51ha）



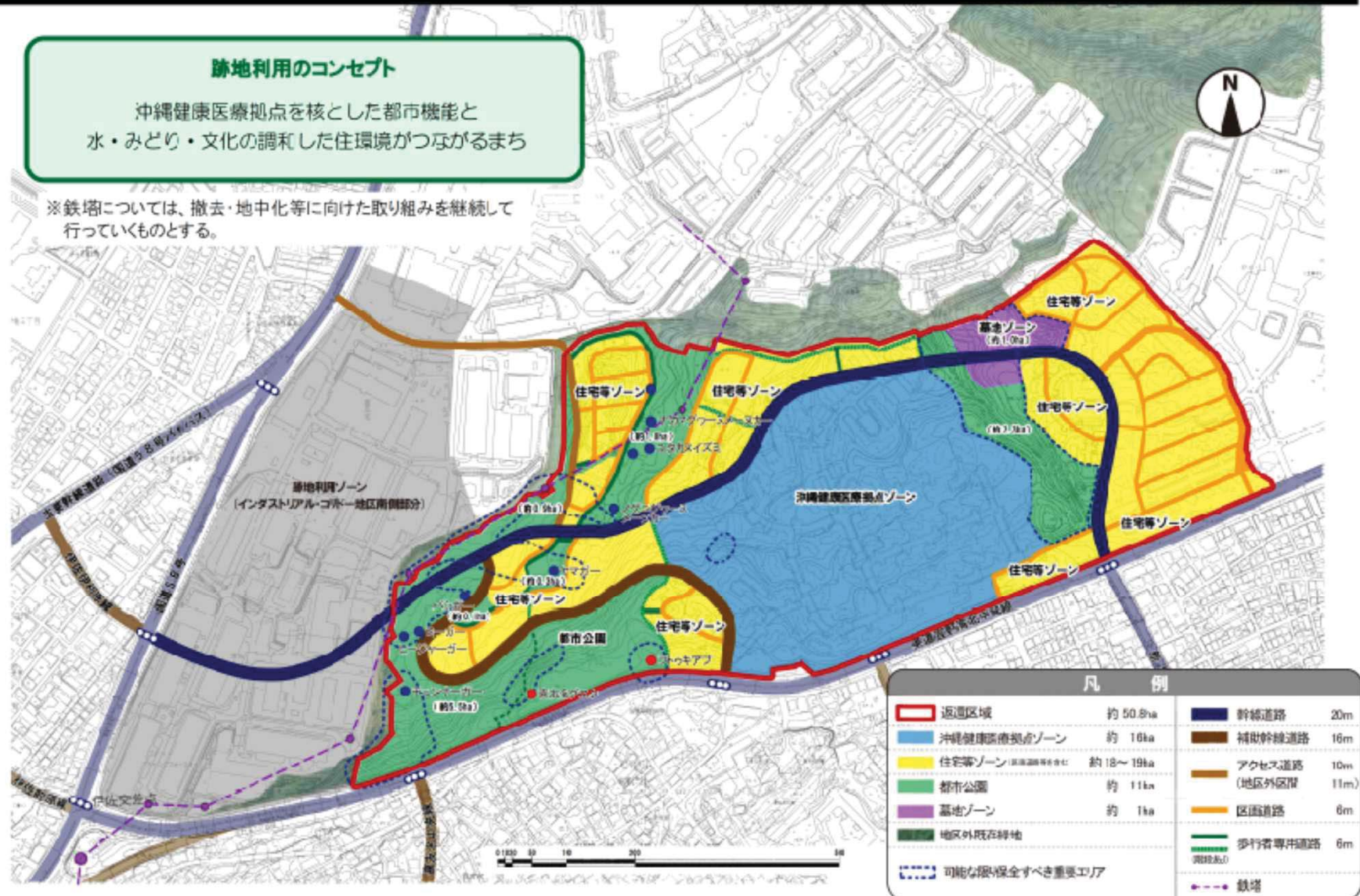
出典: 沖縄防衛局資料を一部加工

財産の沿革③



利用計画図①

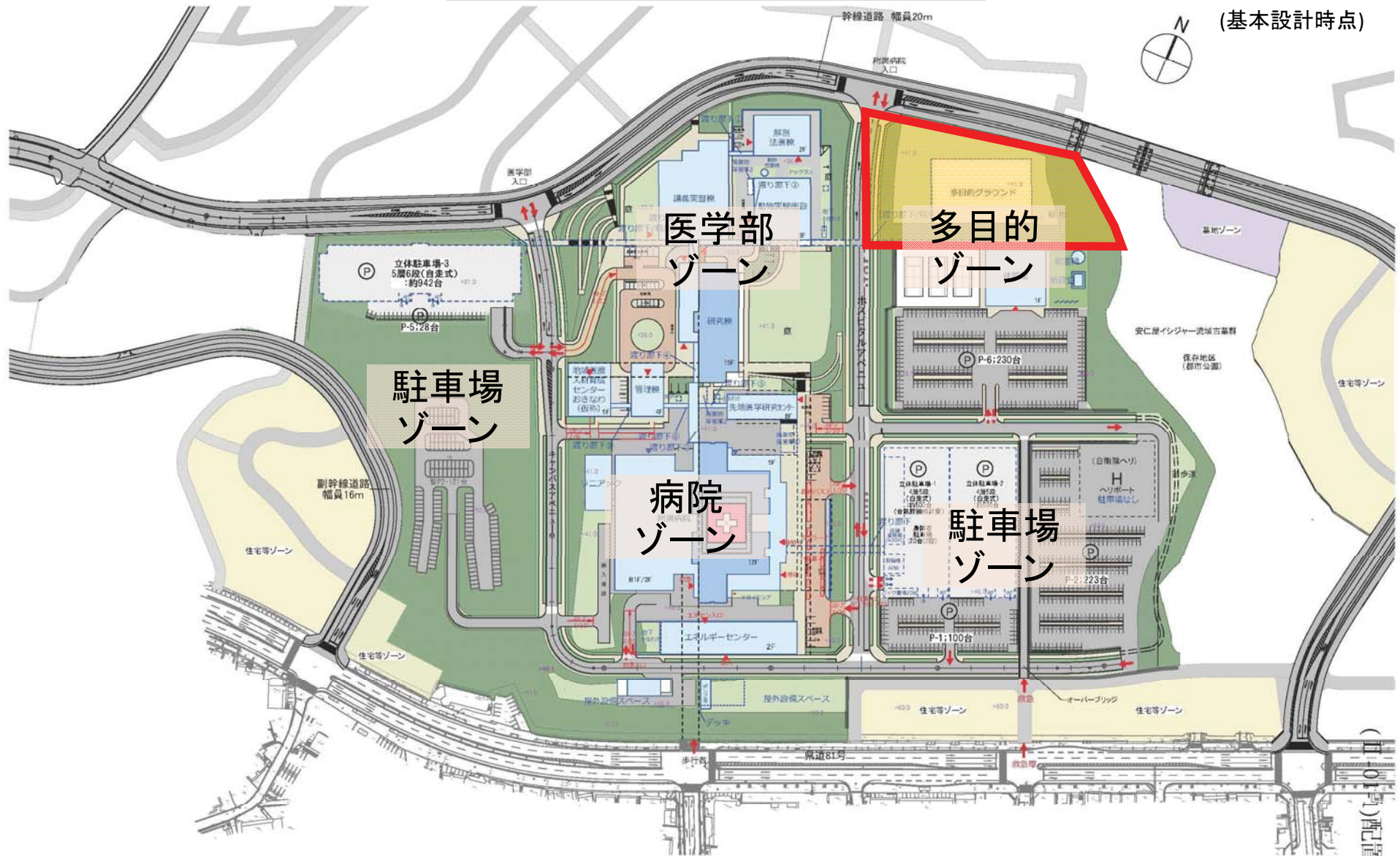
キャンプ瑞慶覧（西普天間住宅地区） 跡地利用計画 平成30年4月



利用計画図②

【参考】キャンパス配置図

(基本設計時点)



必要性・緊急性①

1. 施設の狭隘・老朽化

【医学部施設】

- ・配管からの漏水
- ・研究・学習スペースの不足
- ・駐車場スペースの不足
⇒教育・研究に支障

【病院施設】

- ・配管からの漏水
- ・部門別処置室や病室の不足
- ・廊下幅員の不足
- ・倉庫スペースの不足
- ・駐車場スペースの不足
⇒診療等に支障

2. 敷地の狭隘

- ・現地建替のスペース不足
⇒教育・研究、診療等に支障

必要性・緊急性②

(参考)各種政策上の要請の状況

(1)「救急・災害医療の充実強化について(要望)」(平成25年4月12日付福医第186号)
(抜粋)

特に、高度で特殊な医療を要する患者に対応する「高度救命救急センター」が県内に整備されていないこと(中略)などから、今般、見直しを行った「沖縄県保健医療計画」においては、「高度救命救急センター」の設置を推進することとしたところであります。

(2)「経済財政運営と改革の基本方針(骨太の方針)2019」(令和元年6月21日閣議決定)
(抜粋)

3. 地方創生の推進

(6) 沖縄の振興

米軍基地の迅速な跡地利用を進める。西普天間住宅地区跡地では、関係府省庁の連携の下、琉球大学の医学部と附属病院の移設を核とする沖縄健康医療拠点の整備を進める。

整備スケジュール(予定)

令和2年度

国有地の売買契約締結

病院の実施設計完了及び工事着工

令和3年度

医学部の詳細設計完了及び工事着工
用地取得完了

令和6年度

医学部及び病院施設完成

開学及び開院

完成イメージ図

■普天間宮方向からのキャンパスイメージ



処分等方針

(処分等相手方)

国立大学法人琉球大学

(処分等方法)

時価売却

(契約方法)

随意契約

(適用法令)

- ・時価売却：財政法第9条第1項
- ・随意契約：会計法第29条の3第5項
予算決算及び会計令第99条第21号

【諮問事項 2】

名護市に所在する財務省所管の普通財産を、名護市に対し、ワーケーション拠点施設及びその用地として時価売払いすることについて

財産概要

所在地：沖縄県名護市字喜瀬部瀬名原
1980番11 外18筆

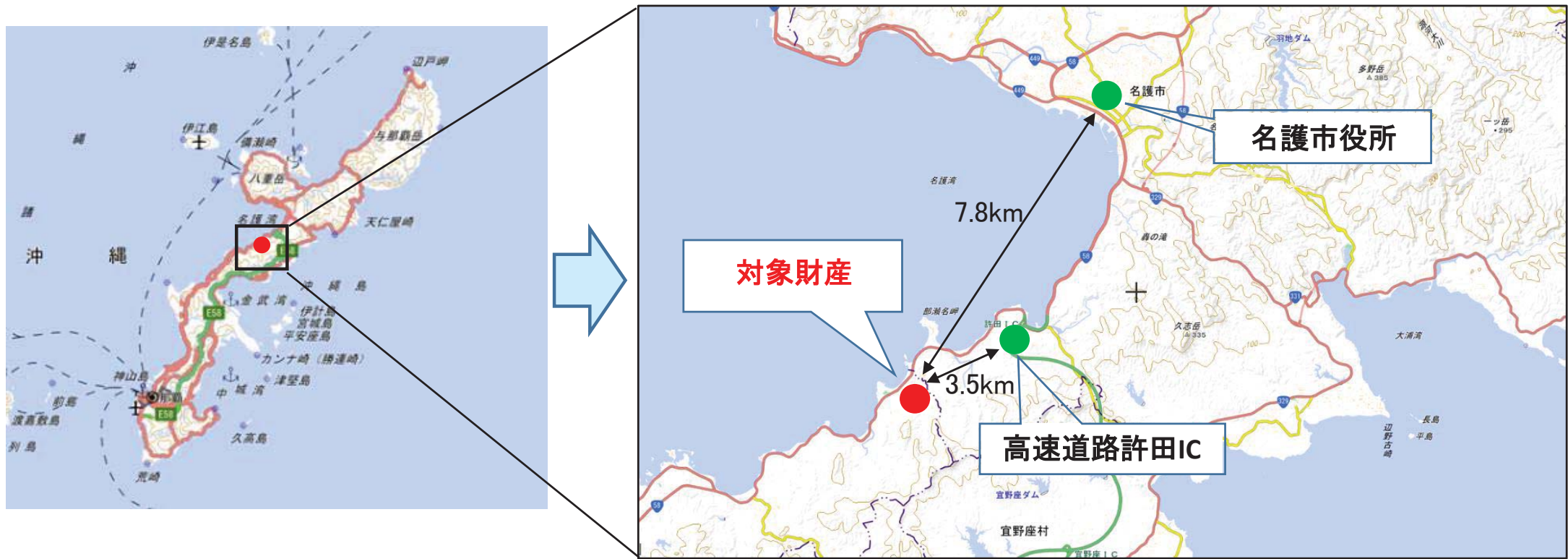
区分：土地

- 数量：16,876.71m²

：建物

- 数量：建926.94m²/延1,493.60m²

位置図



案内図①



案内図②

[利用当時(平成5年)の写真]



財産の沿革

○旧沖縄総合事務局研修所

平成4年10月 沖縄総合事務局研修所 新築

平成24年3月 研修の利用を停止

平成28年2月 内閣府（沖縄総合事務局総務部）から財産を引受け

○旧国道58号

平成2年6月 国道58号の駐車場として利用開始

平成26年3月 道路廃止の告示

平成31年4月 国道交通省（沖縄総合事務局開発建設部）から財産を引受け

現況図(旧研修所)



構造:RC2階建て
築年:H4年10月
経年:28年

現況図(旧国道/駐車場)



利用計画

名護市ワーケーション拠点施設

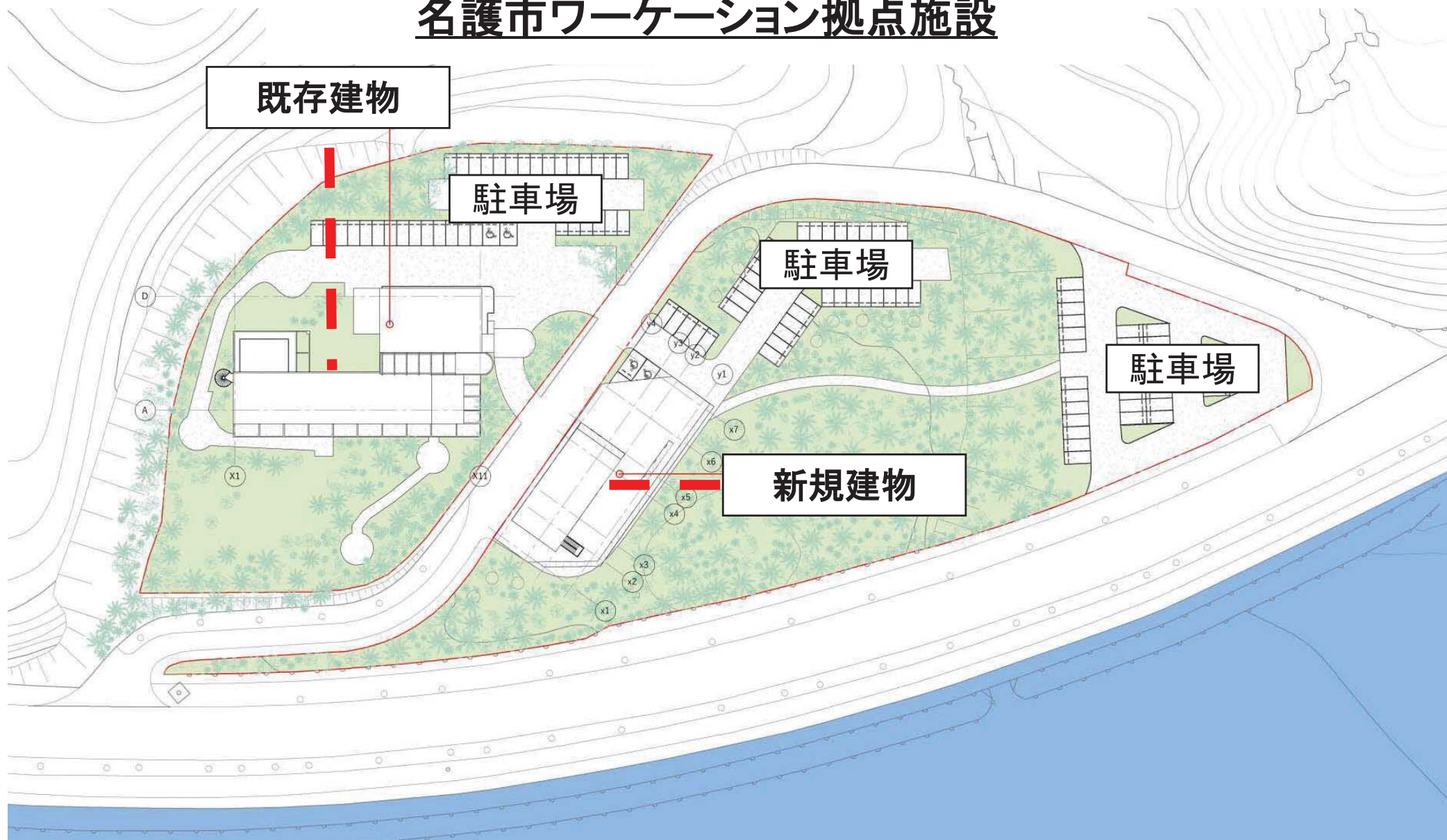
名護市ワーケーション拠点施設は、名護市の玄関口エリアとしての経済活性化を図るため、多様な滞在の場の充実と住民と来訪者の交流促進及び名護市情報通信・金融特区施設への企業誘致を促進する施設とする。

【施設の概要】

- | | |
|-------------------|---------------|
| ①コワーキングスペース | ②個室ミーティングルーム |
| ③研修室 | ④個室スペース(宿泊機能) |
| ⑤占用ブース(サテライトオフィス) | ⑥食材提供施設(カフェ等) |
| ⑦農産物コーナー | |

利用計画図

名護市ワーケーション拠点施設



利用計画図 (既存建物: 1F)

個室ミーティングルーム



コワーキングスペース



利用計画図 (既存建物: 2F)



利用計画図 (新規建物: 1F)



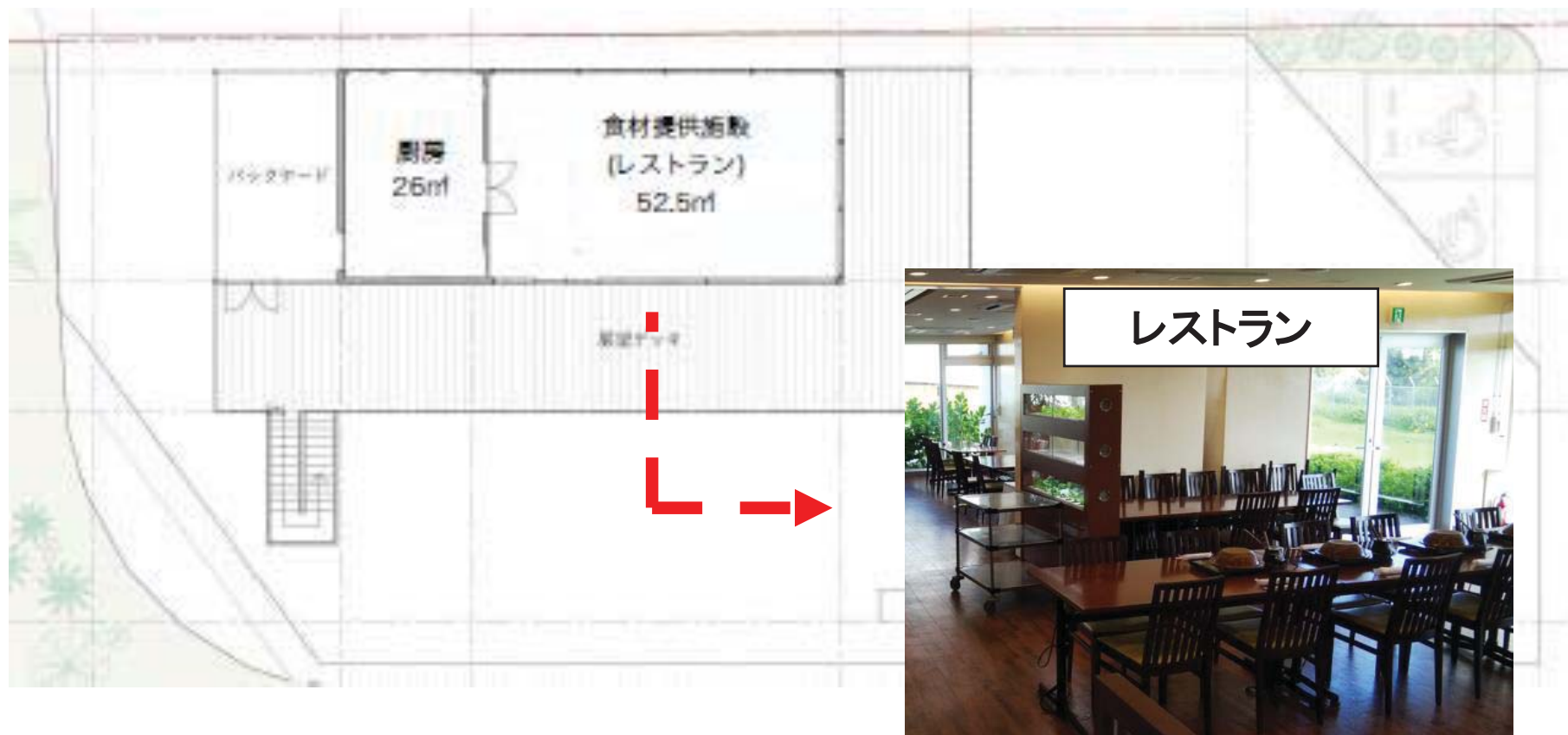
サテライトオフィス



農産物コーナー



利用計画図 (新規建物: 2F)



必要性・緊急性①

名護湾沿岸基本構想（令和2年3月）

コンセプト：海をまるごと堪能できる名護湾沿岸

主な目標：来訪者を惹きつける空間

主な方針：来訪者を惹きつける魅力づくり

市内外からの来訪者を惹きつける集客拠点を形成することで、通過客の取り込みや新たなファン獲得を進め、名護での滞在促進につなげます。

主な施策：多様な滞在の場の充実と泊まりたくなる魅力づくり

テレワーク・ワーケーション施設整備

必要性・緊急性②

1. 観光振興

新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、来訪者の減少により、観光収入が落ち込んでいる。

⇒ ワークेशन需要を取り込み、早急に沖縄県への来訪者数及び観光収入の増加を図る必要がある。

2. 企業誘致

進出企業数は、横ばいの状況となっているものの、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、雇用情勢が悪化している。

⇒ 企業誘致を加速させ、雇用創出につなげる必要がある。

整備スケジュール(予定)

令和2年度

国有地の売買契約締結

実施設計

令和3年度

既存建物の改修

新規建物の整備

令和4年度

供用開始

処分等方針

(処分等相手方)

名護市

(処分等方法)

時価売払

(契約方法)

随意契約

(適用法令)

- ・時価売払：財政法第9条第1項
- ・随意契約：会計法第29条の3第5項
予算決算及び会計令第99条第21号